

豊明市立学校給食センター統合再整備

入札説明書に対する質問・意見への回答

No	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	質問事項	質問・意見内容	回答
1	入札説明書	3	第2	6	-	事業期間	豊明市産業支援課と協議を行った結果、給食センターは工場立地法の特定工場に該当しないと回答をいただきました。工場立地法への該当無しとしてスケジュール（全体工程）を作成と考えて良いでしょうか。	該当しないのであれば、その想定スケジュールで結構ですが、該当の有無に懸念がありましたら、各自ご確認をお願いいたします。
2	入札説明書	3	第2	6	-	事業期間	※2において、施設の引渡し時期を事業者の任意で設定した場合、当該引渡し期限が提案によるとされていますが施設整備業務相当額のサービス対価も引渡し時期に応じた支払い時期によるものと考えてよろしいでしょうか。	一時支払金の支払時期は、施設の引き渡し時期に応じて支払います。
3	入札説明書	3	第2	6	-	事業期間	施設の引き渡し日について、より詳細にご教示いただけますでしょうか。	引き渡し時期は、令和9年9月に供用開始できる範囲内で、事業者の提案です。詳細の引き渡し日については、落札者と市との協議の上決定します。
4	入札説明書	6	第3	2	-	選定のスケジュール	質問の機会が1度しかございませんが、情報の非対称性を可能な限り低減し、よりよい事業構築、公平な入札のために2回目の質問機会を設定いただけないでしょうか。少なくとも1回目の質問に関連するもののみでもお認めいただけないでしょうか。（8月下旬質問締切、9月上旬回答公表を希望します）	7月23日（火）、7月30日（火）に市が公表した回答疑義が生じた場合に限り、8月6日（水）を期限として、再質問を受付します。（様式1-3に記載の上、メールにて送付ください。） 回答は、8月30日（金）に市HPにて公表する予定です。
5	入札説明書	6	第3	2	-	選定のスケジュール	事業スケジュールでは貴市への質問のタイミングが1回しかありませんが、参加資格審査結果通知後に2回目の質問の機会を設けることは可能でしょうか。	No.4を参照ください。
6	入札説明書	6	第3	2	-	選定のスケジュール	選定のスケジュールとして、質問の機会が1度のみとなっておりますが、入札公示から質問〆切までの期間が短く、7月30日に公表される回答内容に疑義が生じる場合や、提案書作成を進める中で、新たに疑義が発生する可能性も考えられます。2回目の質問の機会を設定頂くことをご検討いただけないでしょうか。	No.4を参照ください。
7	入札説明書	13	第3	4	1)	(7) 学校配膳室現地見学会	学校配膳室現地見学会での疑義事項について事業者から質問し、ご回答いただける機会を設けていただけないでしょうか。	当日の見学会の中での質疑等に対応済です。
8	入札説明書	15	第3	4	3)	入札書及び提案書の受付	入札書及び提案書の提出について、「簡易ファイル綴じ」とございますが、ファイル種類に指定はなく、フラットファイル等の任意のファイルにて提出することよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
9	入札説明書	15	第3	4	3)	入札書及び提案書の受付	様式4-3、4-4（入札書、入札価格計算書）は、各1部を任意の封筒に封入のうえ、提出することよろしいでしょうか。提出方法について、ご指定がありましたらご教示ください。	別紙、「入札書及び入札価格計算書の提出について」を参照してください。

豊明市立学校給食センター統合再整備

入札説明書に対する質問・意見への回答

No	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	質問事項	質問・意見内容	回答
10	入札説明書	15	第3	4	3)	-	入札書及び提案書の受付 提案書の提出ファイルについて、インデックスの使用は任意との理解でよろしいでしょうか。	可能な範囲でインデックス等確認しやすい形での提出を願います。
11	入札説明書	15	第3	4	3)	-	入札書及び提案書の受付 提案書の提出ファイルについて、表紙及び背表紙に記載すべき事項のご指定がございましたら、ご教示ください。（応募者記号、正本・副本の別、副本のNo.など）	応募者記号・正本・副本区分を記載ください。
12	入札説明書	15	第3	4	3)	-	入札書及び提案書の受付 「※図面集はA3版の簡易ファイル綴じとし、それ以外の提案書については、A4版の簡易ファイル綴じとする。」とありますが、A4版の簡易ファイルには、事業計画全般に関する提案書、施設整備業務に関する提案書、維持管理業務に関する提案書、運営業務・開業準備業務に関する提案書を1冊に綴じ込むものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
13	入札説明書	15	第3	4	3)	-	入札書及び提案書の受付 「※図面集はA3版の簡易ファイル綴じとし、それ以外の提案書については、A4版の簡易ファイル綴じとする。」とありますが、ファイルの表紙、背表紙への必須記載事項（事業名、グループ名、正本・副本の別、副本No.など）をご教示ください。	No.11を参照ください。
14	入札説明書	15	第3	4	3)	-	入札書及び提案書の受付 提出書類について、「入札書・入札価格計算書」は、各1部を封筒に封入して提出することとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細はNo.9を参照ください。
15	入札説明書	15	第3	4	3)	-	入札書及び提案書の受付 提出書類について、「入札書類提出書・要求水準に関する確認書（様式4-1・4-2）」は簡易A4版のファイルに綴じる正本の提案書に添付すればよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
16	入札説明書	15	第3	4	3)	-	入札書及び提案書の受付 念のため確認ですが、「上記データを収納したCD-RまたはDVD-R（正1部）」は様式5-1から9-14を収納すればよいとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
17	入札説明書	15	第3	4	3)	-	入札書及び提案書の受付 提案書のファイルについて、表紙への記載事項として指定がございましたらご教示いただけますでしょうか。（応募者記号等）	No.11を参照ください。
18	入札説明書	15	第3	4	3)	-	入札書及び提案書の受付 提出書類・提出部数にあります、事業計画全般に関する提案書はA4版の簡易ファイル綴じとする。とあります。提案書のうち、A3版のサイズ指定があるものは、折り込みをして綴じることとよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
19	入札説明書	15	第3	4	3)	-	入札書及び提案書の受付 様式4-1～4-4については、ファイル綴じ等はせずにクリアファイル等でそれぞれ提出すれば問題ないでしょうか。封筒を使用した封緘印等による厳封が必要な場合は、詳細をご教示ください。	No.9, No.15を参照ください。
20	入札説明書	15	第3	4	3)	-	入札書及び提案書の受付 入札書・入札価格計算書（様式4-3・4-4）については正本1部の提出で問題ないでしょうか。	ご理解の通りです。詳細はNo.9を参照ください。

豊明市立学校給食センター統合再整備

入札説明書に対する質問・意見への回答

No	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	質問事項	質問・意見内容	回答
21	入札説明書	15	第3	4	3)	-	入札書及び提案書の受付 「上記データを格納したCD-RまたはDVD-R（正1部）」と記載が御座いますが、上記とはどの様式を指しているかご教示ください。様式5-1～9-14までで問題ないでしょうか。	ご理解の通りです。
22	入札説明書	15	第3	4	3)	-	入札書及び提案書の受付 留意事項として提出データ様式について、 ・提案書（Word形式） ：Word形式及びPDF形式 ・提案書（Excel形式） ：Excel形式（計算式は残すこと）及びPDF形式 と記載が御座いますが、様式集の目次に記載のある各様式の提出様式では、WordもしくはExcelのみの記載であり、PDF形式の提出は求められていないかと存じます。どちらが正となるかご教示ください。	入札説明書が正ですので、WordまたはExcel形式とPDF形式も提出ください。
23	入札説明書	18	第4	3	-	-	基礎審査の結果通知及びプレゼンの実施 プレゼンの準備時間を十分に確保するため、少なくともパワーポイント等の使用可否、プレゼン時間については、提案書提出後速やかに通知いただけますでしょうか。	発表と質疑応答で全体1時間程度を想定しています。パワーポイントは使用可です。
24	入札説明書	19	第5	1	1)	(1)	一時支払金 起債対象となる設計・建設工事に係る費用には、外構及び植栽整備業務に関する費用は含まれるという理解でよろしいでしょうか。また、事前調査業務費、施設備品調達費、配送車両調達費（購入調達する場合）、各種申請等業務費は含まれないという理解でよろしいでしょうか。また、正確性を期すため、様式5-8の項目を記載対象となるか否かを踏まえた区分としたうえで、記載対象となる費目を明示していただけますでしょうか。	様式5-8の項目で、起債対象となる項目は、 ・「②設計業務」のうち実施設計費 ・「③建設業務」に含まれるすべての費用 ・「④工事監理業務」に含まれる費用 ・「⑤調理設備、食器・食缶等、施設備品、運営備品調達・設置業務」のうち、調理設備の費用 なお、各種申請等業務で要する費用は起債対象外です。
25	入札説明書	19	第5	1	1)	(1)	一時支払金 ※1記載の起債対象となる設計・建設工事に係る費用のうち「調理設備設置工事に要する費用」について、様式5-8上の対応する費用は「⑤調理設備、食器・食缶等、施設備品、運営備品調達・設置業務」のうち「調理設備」のみであるとの理解でよろしいでしょうか。	No.24を参照ください。
26	入札説明書	19	第5	1	1)	(1)	一時支払金 「一時支払金」は、表の中に記載されている①学校施設環境改善交付金対象経費（交付金、交付対象部分の起債分及び一般財源分）＋②起債分及び一般財源分（単独部分）＋③施設整備費にかかる消費税分の合計金額になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
27	入札説明書	19	第5	1	1)	(1)	一時支払金 「※1：起債対象となる設計・建設工事に係る費用」とは、様式5-8「入札価格等内訳書（施設整備費相当額）」に計上する下記業務に係る費用と理解してよろしいでしょうか。 ・「設計業務」のうち、実施設計費 ・「建設業務」に含まれる全ての費用（外構工事や共通費も含まれる） ・「工事監理業務」に含まれる全ての費用	No.24を参照ください。

豊明市立学校給食センター統合再整備

入札説明書に対する質問・意見への回答

No	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	質問事項	質問・意見内容	回答
28	入札説明書	19	第5	1	1)	(1)	一時支払金 「※1：起債対象となる設計・建設工事に係る費用」には、下記の費用は含まれないものと理解してよろしいでしょうか。 ・「設計業務」のうち、基本設計費 ・「設計業務」に関連して発生する建築確認等の申請費 ・「事前調査業務」に含まれる費用	No.24を参照ください。
29	入札説明書	19	第5	1	1)	(1)	一時支払金 「②起債分及び一般財源分（単独部分）」に関して、「起債対象となる設計・建設工事に係る費用の合計額」から「①学校施設環境改善交付金対象経費:3,839,094千円」を除いた金額が、マイナスになる場合、「②起債分及び一般財源分（単独部分）」は0円になるとの理解でよろしいでしょうか。	「①学校施設環境改善交付金対象経費」の金額について誤りがありました。 「①学校施設環境改善交付金対象経費」の正しい金額は、906,811千円ですので、入札説明書を訂正いたします。
30	入札説明書	19	第5	1	1)	(1)	一時支払金 「③施設整備費にかかる消費税分」の内訳欄に記載されている「施設整備費」とは、様式5-8「入札価格等内訳書（施設整備費相当額）」の合計欄に記載する金額になるとの理解でよろしいでしょうか。 この場合、「③施設整備費にかかる消費税分」は、「施設整備費から①+②の金額を除いた額の消費税相当額」ではなく、「施設整備費から①+②の金額（消費税及び地方消費税相当額を除いた額）を除いた額の消費税相当額」になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 入札説明書の「③施設整備費にかかる消費税分」を、施設整備費（消費税及び地方消費税相当額を除く）から①+②の金額（消費税及び地方消費税相当額を除く）を除いた額の消費税相当額と表記の補足をいたします。
31	入札説明書	19	第5	1	1)	(1)	一時支払金 単価の変更等に伴い一時支払金の額が変更となった場合、当該リスクは民間事業者ではコントロールできないことから、金融機関への事務手数料等の追加費用は貴市の負担として頂けますでしょうか。	事前に変更の可能性を踏まえて金融機関との調整をお願いする次第です。ご理解ください。
32	入札説明書	19	第5	1	1)	(1)	一時支払金 ①学校施設環境改善交付金対象経費の金額が、約38億円と他案件と比較して多額となっていますが、事業者の提案により算定される「起債対象となる設計・建設工事に係る費用の合計額」が①を下回る場合、①、②はどのように算定すればよろしいでしょうか。	No.29を参照ください。
33	入札説明書	19	第5	1	1)	(1)	一時支払金 起債対象となる設計・建設工事に係る費用は、学校施設環境改善交付金、起債及び一般財源をもとに、その全額が一時支払金として施設引渡し時に事業者へ支払われると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
34	入札説明書	19	第5	1	1)	-	資金調達返済計画 資金調達・返済計画では、施設整備に係るサービス対価の支払いには、「(1)一時支払金」「(2)割賦料」のみとなっておりますが、「豊明市工事請負契約約款」を準用し、「前払金」「中間前払金」「部分払」の支払いも認めてもらえないでしょうか。	認めません。
35	入札説明書	20	第5	1	1)	(2)	割賦料 「選定事業者が提案した施設整備業務相当額」とありますが、「施設整備業務相当額」とは、様式5-8「入札価格等内訳書（施設整備費相当額）」の合計欄に記載する金額になるとの理解でよろしいでしょうか。	「選定事業者が提案した施設整備業務相当額」に消費税及び地方消費税額を加えた額が、様式5-8の合計欄に記載する金額になります。

豊明市立学校給食センター統合再整備

入札説明書に対する質問・意見への回答

No	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	質問事項	質問・意見内容	回答	
36	入札説明書	20	第5	1	1)	(2)	割賦料	元本の金額は「選定事業者が提案した施設整備業務相当額に消費税及び地方消費税額を加えた額から一時支払金を控除した額」とありますが、当該金額がマイナスになる場合、元本は0円となり、割賦料は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	No.29を参照ください。
37	入札説明書	20	第5	1	1)	(2)	割賦料	「基準金利は、令和6年7月1日の利率を用いて割賦料を提案」とありますが、令和6年7月1日午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート（TONA参照）として JPTSRT0A-RFTBIに掲示されているTONAベース15年もの（円/円）金利スワップレートをご教示いただけないでしょうか。	金融機関にご確認ください。
38	入札説明書	20	第5	1	1)	(2)	割賦料	委託料に関して、「固定料金は、四半期において、選定事業者が提案する一定の額を支払い」とありますが、毎年度（開業初年度と最終年度は除く）、同一金額が支払われるものと理解してよろしいでしょうか。（四半期は一定の金額とし、年度毎に異なる固定料金を提案することは認められないとの理解でよろしいでしょうか。）	ご理解の通りです。
39	入札説明書	20	第5	1	1)	(2)	割賦料	入札に係る公平性・平等性を担保するため、提案上の基準金利を具体的な数値をもって公表いただけないでしょうか。	No.37を参照ください。
40	入札説明書	20	第5	1	1)	(2)	割賦料	施設の引渡し後に消費税率の変更があった場合の措置は、現時点で定められるものではなく、当該時点の消費税法の改正内容に従い決定されるものと思慮します。消費税法に則った取扱いとなるよう修正いただけますでしょうか。	施設整備費の消費税率は施設引き渡し時に決定され、消費税相当額は一時金として支払う想定ですので、原則、変更しません。
41	入札説明書	20	第5	1	1)	(2)	割賦料	委託料については、事業期間にわたり平準化する必要はなく、修繕費等の変動を考慮した年度ごとに異なる金額を提案することは可能でしょうか。	No.38を参照ください。
42	入札説明書	20	第5	1	1)	(2)	割賦料	（1）一時支払金の内訳のご説明から、割賦（元本）対象となる施設整備業務相当額の対象となる工種は、（様式5-8）入札価格等内訳書（施設整備費相当額）の記載されている「①事前調査業務」、「②設計業務の内、基本設計業務」、「⑤の内、食器・食缶等、施設備品、運営備品及び配送車両」の税別金額と考えてよろしいでしょうか。	No.24の回答をご参照ください。
43	入札説明書	21	第5	1	1)	(3)	提案上限額	念のため、提案上限価格の税抜き価格についても公表していただけないでしょうか。	提案上限額はあくまで税込額なので、それを踏まえた上でご提案ください。
44	入札説明書	21	第5	1	1)	(3)	提案上限額	提案上限額について、確認の為、税抜き金額の公表も頂けませんか。	No.43を参照ください。
45	入札説明書	26	第7	2	-	-	契約保証金	契約保証金について「SPCIは～施設整備に係るサービス対価相当額から割賦金利相当額を控除し、消費税及び地方消費税を含む額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。」とありますが、事業契約書（案）第7条3項に「本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結（なお当該履行保証保険の金額は前項記載のとおりとする。）したときは、契約保証金の納付を免除する。」とあるように履行保証保険を付した時は契約保証金は免除されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

豊明市立学校給食センター統合再整備

要求水準書に対する質問・意見への回答

No	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	質問事項	質問・意見内容	回答	
1	要求水準書	2	第1	3	2)	(1)	安全・安心な学校給食を提供できる施設	アレルギー対応調理室とありますが、諸室の要求水準の章ではアレルギー食対応調理室とございます。どちらが正でしょうか。	アレルギー対応調理室を正としてください。
2	要求水準書	8	第1	5	2)	口	要綱・基準等	「豊明市中高層建築物等の建築に関する指導要綱」についても「豊明市開発行為等に関する指導要綱」と同様に、第16条(2)により適用除外と考慮してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、関係各課と協議により、要件を満たす内容にする必要が出てくる可能性があります。
3	要求水準書	12	第1	10	-	-	統括責任者の配置	施設整備期間中は統括責任者と別の責任者を配置可とありますが、別の責任者は代表企業からではなく、設計企業や建設企業からの選任でも可と理解して良いでしょうか。	施設整備期間中の住民対応窓口を担う責任者については、ご理解の通りです。
4	要求水準書	18	第2	3	3)	カ)	造成計画	「造成に当たっては、公共残土の活用等、積極的に事業費の節減に努めること。」とありますが、令和6年5月27日の要求水準書に対する質問意見への回答において、「区画整理事業で近隣市町から残土を受け入れる予定があり、※時期等が合えば、当事業においても同市町村からの土の受け入れは可能。※R7.3まで」との回答をいただきましたが、受入れ土量が不明ですので、すべて購入土で見込んでおいても構いませんかでしょうか。	基本的には、一定程度の公共残土の受け入れを見込んだ上での提案を期待しています。令和7年度以降の事業実施にあたって公共残土活用の可能性について、提案事業者で情報が無いということであれば、可能な範囲で本市都市計画課でご案内いたします。その上で、難しいということであれば、全て購入土のご提案でも構いません。なお、購入土、公共残土で見込んだ分について、事業実施時において変更が生じた場合、その差額は協議で調整させていただく想定です。
5	要求水準書	21	第2	3	5)	(7)	その他	地中埋設物について、要求水準書(案)にあった撤去の記載が削除されています。事業者にて撤去は不要との理解でよろしいでしょうか。	撤去の判断は事業者にて委ねます。
6	要求水準書	24	第2	3	7)	-	冷蔵・冷凍庫	冷蔵室及び冷凍室の扉は、手動扉でよいとの理解でよろしいでしょうか。	自動扉を想定しています。
7	要求水準書	25	第2	2	7)	-	油庫	「f油の搬入・回収は、現在は一斗缶で行っているが、新センターでの運用は、選定事業者の提案に委ねる。」と記載が御座いますが、ローリー車での油の搬入、回収を前提とした提案は可能か、念のため確認をさせていただきます。	ローリー車での提案も可能です。
8	要求水準書	25	第2	2	7)	-	上処理室	「a野菜、大豆加工品(豆腐、生揚げ等)、練り製品(ちくわ、かまぼこ等)の切裁及び海藻・乾物類の水もどしを行う室とする。」と記載がありますので、練り製品(ちくわ、かまぼこ等)については、野菜用の荷受室と検収室にて荷受、検収し、野菜用下処理室を経由して、上処理室にパススルーして切裁する想定でよろしいでしょうか。	肉・魚類用他の荷受室と検収室にて荷受、検収し、野菜用下処理室を経由して、上処理室にパススルーして切裁する想定です。
9	要求水準書	31	第2	3	8)	(2)	イ)設備項目	(ア) o 器具洗浄室・配送室は、食材を直接取り扱う諸室ではないため、床面で平均300ルクス以上の照度で計画することとしても宜しいでしょうか。	配送室については、300ルクス以上でも構いません。

豊明市立学校給食センター統合再整備

要求水準書に対する質問・意見への回答

No	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	質問事項	質問・意見内容	回答
10	要求水準書	31	第2	3	8)	(2)	イ)設備項目 (ア) d コンテナ室・プラットホームの照度は、o 同様の作業台面 (FL+800) と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	要求水準書	31	第2	3	8)	(2)	イ)設備項目 (ア) f 食材及び食器・食缶等を扱う諸室の照明器具の保護装置とは、LED照明器具の場合ライトセーバーにカバーがついて保護されている器具で宜しいでしょうか。	破片の飛散を防止することができるのであれば、構いません。
12	要求水準書	31	第2	3	8)	(2)	イ)設備項目 (ア) k 殺菌灯等は上処理室、煮炊き調理室、焼物・揚げ物・蒸し物調理室、ゆで釜室、サラダ・和え物室、アレルギー食対応調理室に設置すると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	要求水準書	33	第2	3	8)	(2)	イ)設備項目 (エ) 電波時計について、運営開始後に使用者の使い勝手に時計の位置を変更できる電池式電波時計の提案をお認め頂けますでしょうか。	電池の残量が少なくなったら通知が出る等、電池切れによる停止防止策が取られている製品であれば構いません。
14	要求水準書	34	第2	3	8)	(3)	ア)一般事項 (キ) 遠隔監視装置は事業者用事務室のみとし、市職員用事務室は不要と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	要求水準書	34	第2	3	8)	(3)	イ)換気・空調設備 (サ)一酸化炭素計測器の設置場所につきまして、ガス式の燃焼機器が設置されている場所に設置と考えて宜しいですか。また、プザー等により現地での検知・警報が可能なものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	要求水準書	35	第2	3	8)	(3)	エ)排水設備 (イ)「汚染作業区域の排水は、非汚染作業区域を通過しない構造とする。」と記載ありますが、これは、1階床下ビット内は対象外と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりですが、非汚染作業区域に影響を与えることがないように計画ください。
17	要求水準書	35	第2	3	8)	(3)	オ)排水溝 (ア)「排水溝の内部は、調理室内においてはステンレス製とし、それ以外については塗膜材を用いて平滑処理を施す等、ごみや食材が溜まらないように計画する。」との記載がありますが、ここでの排水溝は排水桝と一体になったラインビットのことを示し、それ以外に関してはステンレス製ではなく塗膜材を用いて平滑処理を施すとの理解で宜しいでしょうか。	衛生面、清掃性が確保されるうえで、提案に委ねます。
18	要求水準書	39	第2	4	3)	(1)	イ)提出書類の作成・提出 提出書類に記載のd. 工事記録写真撮影計画書とe. 再生資源利用計画書とはどのようなものを想定していますでしょうか。	工事記録写真撮影計画書は、撮影箇所や内容、撮影時期や頻度、記録責任者などを示したものを想定しています。再生資源利用計画書は、愛知県が定めている建設リサイクル法に基づく届出書を想定しています。
19	要求水準書	51	第2	7	2)	ク)	コンテナ 「供用開始後に配膳業務に問題が生じた場合は、選定事業者の責任と費用負担において適切に対応すること。」とありますが、配膳校での配膳・下膳業務は市が直接実施する業務となっております。費用負担については原因を踏まえ、市と協議して決定することとさせていただきますでしょうか。	お見込みのとおりです。

豊明市立学校給食センター統合再整備

要求水準書に対する質問・意見への回答

No	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目		質問事項	質問・意見内容	回答
20	要求水準書	55	第3	2	サ)	-	業務内容	「開催人数は市と協議の上決定する」とありますが、調理リハーサルも含め費用が事業者負担であることから見積金額に影響しますので、現段階で想定している総食数（リハ、試食会）をご教示願います。	過去の実績や施設規模等から勘案し、提案をお願いします。
21	要求水準書	57	第4	1	3)	(1)	業務従事者	ボイラー管理責任者について、維持管理責任者と兼任は事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者提案で構いません。
22	要求水準書	57	第4	1	3)	(1)	業務従事者	維持管理責任者とボイラー管理責任者は兼務可として頂けますでしょうか。	事業者提案で構いません。
23	要求水準書	57	第4	1	3)	(1)	業務従事者	運営企業がボイラーの電源ON・OFFを実施する場合、ボイラー管理責任者は常駐しなくても良いでしょうか。	法令順守かつ安全が担保されていれば構いません。
24	要求水準書	64	第4	3	3)	ウ)	建築設備保守管理記録の作成、保管及び提出	「設備、装置の電流、電圧、圧力、温度等は定められた時間に確認し、電源負荷状態並びに機械装置の稼働状態の監視を行い、運転状態の良否の判定及び改善に寄与するよう努力する。」との記載があります。各機器の運転が問題無く行われていることが確認できれば、電流、電圧、圧力の数値の出力、記録は不要との理解で良いでしょうか。	各機器の運転が問題無く行われていることが市でも確認できるようにになっていれば構いません。
25	要求水準書	73	第5	1	3)	(1)	業務従事者	「統括責任者」と「総括責任者」は兼務でも可でしょうか。または、施設整備期間中の「統括責任者」が維持管理運営期間開始時に変更し常駐しない「統括責任者」に変更することは可能でしょうか。	事業全体の統括マネジメント能力を有している者で、業務遂行上支障が無ければ兼務可とします。総括責任者と兼務する場合は常駐していただく必要が生じます。事業全体について、迅速かつ的確に対応していただくため、調理時間等においても常時連絡が取れることを前提とします。
26	要求水準書	74	第5	1	3)	(1)	業務従事者	食品衛生責任者と検収責任者の兼任は可と理解して良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	要求水準書	81	第5	2	1)	ア)	検収業務	根菜類は使用日前日の午前10時00分から午前11時00分までの間に納品されるとの理解でよろしいでしょうか。	土付きのれんこん等は、使用日前日の午前10時から11時です。加工済みの洗いごぼうは、当日午前8時から8時30分に納品です。
28	要求水準書	87	第5	3	2)	イ)	調理業務	和え物に使用する食材の下茹で作業は提案によりミックスボイル（複数の食材をまとめて茹でる）を行ってもよろしいでしょうか。	基本的にはそれぞれの食材で下茹でを行ってください。
29	要求水準書	93	第5	6	3)	ウ)	配送計画	「各校で最も早い時間での日課の給食時間を想定し、」と記載が御座いますが、多くの学校で「最も早い時間での日課における給食開始時間」と、「最も遅い時間での日課における給食時間開始時間」におおよそ20分の差があり、豊明小学校の場合は、25分の差が御座います。その場合であっても、「各校で最も早い時間での日課の給食時間」にあわせて調理後2時間喫食が可能であれば問題ないでしょうか。	最も早い時間での日程における給食時間を前提に、最も遅い時間での日課における給食時間開始時間の調理後2時間喫食も考慮した計画の検討をしてください。

豊明市立学校給食センター統合再整備

要求水準書に対する質問・意見への回答

No	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	質問事項	質問・意見内容	回答
30	要求水準書	93	第5	6	5)	配送車両	配送トラックの荷台と配膳室のポートをつなぐ配送トラックのパワーゲートの大きさをご教示ください。	幅：181.5cm 奥行き：148cm です。
31	添付資料	9	資料9	-	-	配送車両の概要および配送校のプラットフォーム等に関する情報	現状のコンテナサイズは記載がありますが、参考の為、各配送校のコンテナ台数もご教示ください。	資料14を参照してください。
32	添付資料	10	資料10	-	-	調理室手配表	2024年1月30日の献立「にんじんごはん」について、「油揚げカット」は冷凍でしょうか。ご教示ください。	油揚げカットは冷蔵です。
33	添付資料	10	資料10	-	-	調理室手配表	2024年1月30日の献立「にんじんごはん」の「焼きちくわ」、「すまし汁」の「焼きかまぼこ」はチルドでしょうか。ご教示ください。	焼きちくわ、焼きかまぼこは冷蔵品です。
34	添付資料	10	資料10	-	-	調理室手配表	2024年1月30日の献立「すまし汁」の「ソフト豆腐」はどのように納品されるかご教示ください。個別のパックでしょうか。	ソフト豆腐は、500g豆腐の個別パックです。
35	添付資料	10	資料10	-	-	調理室手配表	2024年1月16日の献立「山の子汁」の「豚肉」と「大根」は水煮してから、だして煮ていく理解で良いでしょうか。	ご理解の通りです。だしがとれ次第、加えます。
36	添付資料	10	資料10	-	-	調理室手配表	2024年1月16日の献立「アーモンド和え」の「調味液（三温糖・しょうゆ）」は加熱する理解でよろしいでしょうか。	三温糖としょうゆは、加熱しません。
37	添付資料	15	資料15	-	-	既存施設（栄・中央調理場）備品台帳	移設利用が可能かどうか、現地視察させていただけないでしょうか？	実施する方向で調整中です。 詳細が決まりましたら市HP等でご案内いたします。

豊明市立学校給食センター統合再整備

様式集に対する質問・意見への回答

No	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	質問事項	質問・意見内容	回答
1	様式 (Word編)	31	-	-	-	4. 入札書類	「4. 入札書類」表紙については、様式4-1及び4-2と合わせて提出することでよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
2	様式 (Word編)	34	様式4-3	-	-	入札書	入札参加申請時に様式2-4の受任者欄を空欄としていた場合は、様式4-3の参加代理人の記載押印欄についても空欄との認識でよろしいでしょうか。 それとも書類を提出する実務担当者の記載となるでしょうか。	実務担当者を記載ください。
3	様式 (Word編)	34	様式4-3	-	-	入札書	日付の記入箇所が2ヶ所御座いますが、2ヶ所ともに、提出日を記載することで問題ないか念のため確認させてください。	ご理解の通りです。
4	様式 (Word編)	36	-	-	-	5. 事業計画全般に関する提案書	「提案書の内容から提案企業を把握できないように留意すること」とございますが、構成員ではない企業（金融機関やアドバイザー等の第三者機関など）は、具体的な記載が可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
5	様式 (Word編)	36	-	-	-	5. 事業計画全般に関する提案書	「提案書の内容から提案企業を把握できないように留意すること」とございますが、正本は企業名あり、副本はなし（墨消し等）との理解でよろしいでしょうか。 この場合、提案書の作成における負担軽減の観点から、正本についても企業名を記載せず（「構成企業A・B」等と記載）、「企業名対応表」を作成し、差し込む対応をお認めいただけますでしょうか。	正本についても企業名を記載せず（「構成企業A・B」等と記載）、「企業名対応表」を作成し、正本に差し込む対応で構いません。
6	様式 (Word編)	36	-	-	-	5. 事業計画全般に関する提案書	「提案書の作成にあたり、企業名を記載しない等、提案書の内容から提案企業を把握できないように留意すること。」とございますが、正本・副本共に、記載しないという理解でよろしいでしょうか。企業名一覧等、正本に添付する必要はございますでしょうか。	No.5を参照ください。
7	様式 (Word編)	37	様式5-1～5-15	-	-	事業計画全般に関する提案書等	提案書について、関心表明書等の指示のある書類以外に、提案内容を補足する資料を添付させていただくことは可能でしょうか。	補足資料の提出は可能ですが、評価の対象外となります。
8	様式 (Word編)	37	様式5-1～8-3	-	-	事業計画全般に関する提案書等	提案書全般（様式5-1～8-3）において、各様式の余白設定や枠の大きさは、適宜調整してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
9	様式 (Word編)	37	様式5-1～8-3	-	-	事業計画全般に関する提案書等	各様式（様式5-1～8-3）の枚数制限とは別に、関連資料や補足資料の添付は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	No.7を参照ください。
10	様式 (Word編)	37	様式5-1～9-14	-	-	事業計画全般に関する提案書等	提案書（様式5-1～9-14）に関して、上下左右の余白に特に制限はないとの理解でよろしいでしょうか。	No.8を参照ください。
11	様式 (Word編)	37	様式5-1～9-14	-	-	事業計画全般に関する提案書等	提案書に使用する文字のサイズの指定はございますでしょうか。	文字サイズは、読む際に支障がない大きさであれば構いません。
12	様式 (Word編)	37	様式5-1～9-14	-	-	事業計画全般に関する提案書等	提案書（様式5-1～9-14）に関して、フォントサイズの指定は特にないとの理解でよろしいでしょうか。	No.11を参照ください。
13	様式 (Word編)	38	様式5-2	2	-	収支計画・資金調達計画	金融機関に関して、具体的な銀行名等を明記してよろしいでしょうか。	No.4を参照ください。

No	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	質問事項	質問・意見内容	回答
14	様式 (Word編)	38	様式5-2	2	-	収支計画・資金調達計画	「金融機関等の関心表明 (様式5-11) 又はそれに類する書類の写しを添付」とありますが、当該書類は本様式に添付すればよろしいでしょうか。それとも、様式5-11として添付する必要がありますでしょうか。	本様式に添付ください。
15	様式 (Word編)	38	様式5-2	2	-	収支計画・資金調達計画	「有価証券報告書又は税務申告書 (各構成員の直近3期分) を添付」とありますが、枚数が非常に多くなるため、「貸借対照表」「損益計算書」及び「販管費や製造原価の内訳が分かる書類」を添付することによろしいでしょうか。	お見込みの通りです。なお、連結対象がある場合は、企業単体と連結決算のものを提出ください。
16	様式 (Word編)	38	様式5-2	2	-	収支計画・資金調達計画	有価証券報告書又は税務申告書を提出とありますが、販管費や製造原価の内訳まで分かるのであれば決算報告書の提出でもよろしいでしょうか。	No.15を参照ください。
17	様式 (Word編)	38	様式5-2	2	-	収支計画・資金調達計画	「*有価証券報告書又は税務申告書 (各構成員の直近3期分) を添付すること。なお、添付する書類は、販管費や製造原価の内訳までわかるものとする。また、企業名は記載せず、設計企業A、建設企業B等に置き換えて示すこと。」と記載が御座いますが、決算書類 (直近3期分) は入札参加申請時に様式2-6添付資料として各企業分を提出済みとなる理解でおります。再度の添付が必要でしょうか。添付が必要となる場合、特に有価証券報告書や連結決算がある場合については枚数がかかり多く場合があり、「提案事業者が把握できない内容」の選定基準や、企業名の黒塗り・書き換えに労力を要することが考えられます。また製本するファイル1冊に収まらない可能性も御座います。ご再考いただけないでしょうか。	提案書提出時も提出ください。様式5-2の添付書類については、別冊として綴ることも可とします。
18	様式 (Word編)	38	様式5-2	2	-	収支計画・資金調達計画	「有価証券報告書又は税務申告書 (各構成員の直近3期分) を添付すること」とありますが、参加表明提出時と提案書提出時に同じものを2度提出するということでしょうか。また、各構成員の直近3期分を提出するとなると莫大な量になります。参加表明提出時のものを提案の審査使用することで、提案書提出時には添付を免除していただけないでしょうか。	No.17を参照ください。
19	様式 (Word編)	38	様式5-2	2	-	収支計画・資金調達計画	「有価証券報告書又は税務申告書 (各構成員の直近3期分) を添付すること。」とありますが、参加表明の段階で各構成員のものを添付することとなり、さらに本様式に各構成員分添付いたしますと提案書が膨大な量になることが想定されます。提案書への添付は不要としていただけないでしょうか。	No.17を参照ください。
20	様式 (Word編)	38	様式5-2	2	-	収支計画・資金調達計画	添付する有価証券報告書又は税務申告書は、正本・副本共に、企業名及びそれを類推させる記載を設計企業A、建設企業B等に置き換えて示すことが必要ということでしょうか。仮にその通りとすると、有価証券報告書は膨大であることから、添付する有価証券報告書は、財務諸表 (連結・単体) のみの提出でよろしいでしょうか。	No.14を参照ください。正本・副本共に、企業名及びそれを類推させる記載は、設計企業A、建設企業B等に置き換えて示してください。

No	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	質問事項	質問・意見内容	回答
21	様式 (Word編)	38	様式5-2	2	-	収支計画・資金調達計画	金融機関等の関心表明を添付する場合、様式5-2及び様式5-11どちらにも添付が必要ということでしょうか。	No.14を参照ください。
22	様式 (Word編)	39	様式5-3	3	-	工程・リスク管理	「本施設建設から運営に係る工程（リスク管理を除く）」とありますが、本様式には「工程」と「リスク管理」に関する提案内容を記載する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。様式集を修正し、「（リスク管理を除く）」の文言は削除します。
23	様式 (Word編)	39	様式5-3	3	-	工程・リスク管理	「A3横・1枚、A4枚・縦1枚以内」とありますが、正しい書式・枚数をご教示ください。（目次の一覧表には、「A3・各1枚」という記載があります。）	A3横・1枚、A4枚・縦1枚以内としてください。目次を修正します。
24	様式 (Word編)	39	様式5-3	3	-	工程・リスク管理	様式5-3（3工程・リスク管理）など、A3横形式で提出する様式については、A4様式をA3版に調整のうえ、作成することによろしいでしょうか。また、ファイル編綴時には、A4ファイルに折り込んで綴ることによろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
25	様式 (Word編)	39	様式5-3	3	-	工程・リスク管理	当該様式は「A3横・1枚、A4縦・1枚」の枚数指定がされておりますが、A3横・1枚には事業工程表を掲載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
26	様式 (Word編)	39	様式5-3	3	-	工程・リスク管理	「本施設建設から運営に係る工程（リスク管理を除く）」を、以下の内容を含めて記述すること。」とありますが、以下にはリスク管理の観点が含まれていると考えますがこちらリスク管理に対する記述も記載してよいとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
27	様式 (Word編)	39	様式5-3	3	-	工程・リスク管理	A3横・1枚、A4縦・1枚で記述とのことですが、A3に事業スケジュール、A4にその他提案を記載することを想定しておりますでしょうか。	No.25を参照ください。
28	様式 (Word編)	40	様式5-4	4	-	地域経済への配慮や貢献	「地元企業」の定義をご教示ください。豊明市内に本社を置く企業が「地元企業」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	市内に本社または支店を置く企業とします。
29	様式 (Word編)	40	様式5-4	4	-	地域経済への配慮や貢献	代表企業・構成企業・協力企業から再委託または下請け発注する地元企業については、企業名を記載してよろしいでしょうか。	問題ありません。
30	様式 (Word編)	40	様式5-4	4	-	地域経済への配慮や貢献	様式5-4（地域経済への配慮や貢献）について、「地元企業」の定義（市内に本社や支店を置く等）をご教示ください。	No.28を参照ください。
31	様式 (Word編)	40	様式5-4	4	-	地域経済への配慮や貢献	地元企業とは、豊明市内に本店又は契約先事業所を有する者との理解で宜しいでしょうか。	No.28を参照ください。

豊明市立学校給食センター統合再整備

様式集に対する質問・意見への回答

No	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	質問事項	質問・意見内容	回答
32	様式 (Word編)	41	様式5-5	-	-	長期収支計画書	長期収支計画書は消費税及び地方消費税を含む額を記述するとありますが、落札後の経理処理を税抜きで処理することを想定する場合、継続性を確保するために提案段階でも税抜きで計上してよろしいでしょうか（消費税額は、仮受消費税、仮払消費税などとして別途計上）。	問題ありません。
33	様式 (Word編)	41	様式5-5	-	-	長期収支計画書	初年度が開業前とまとめられていますが、SPC設立年度である2024年度から2026年度までの3年度分をまとめて計上するのでしょうか。また、開業前とは、2027年3月までであり、2027年4月から8月までは2027年度に計上してよろしいでしょうか。	開業前は、2027年8月までを計上ください。
34	様式 (Word編)	42	様式5-6	-	-	キャッシュフロー計算書	キャッシュフロー計算書は消費税及び地方消費税を含む額を記述するとありますが、落札後の経理処理を税抜きで処理することを想定する場合、継続性を確保するために提案段階でも税抜きで計上してよろしいでしょうか（消費税額は、仮受消費税、仮払消費税などとして別途計上）。	問題ありません。
35	様式 (Word編)	42	様式5-6	-	-	キャッシュフロー計算書	初年度が開業前とまとめられていますが、SPC設立年度である2024年度から2026年度までの3年度分をまとめて計上するのでしょうか。また、開業前とは、2027年3月までであり、2027年4月から8月までは2027年度に計上してよろしいでしょうか。	開業前は、2027年8月までを計上ください。
36	様式 (Word編)	42	様式5-6	-	-	キャッシュフロー計算書	DSCRの算定においては、金融機関からの要請にもとづく算定方法（各口座への振替ベースで算定）としてよろしいでしょうか。	問題ありません。
37	様式 (Word編)	43	様式5-7	-	-	サービス対価支払い計算書	初年度が開業前とまとめられていますが、SPC設立年度である2024年度から2026年度までの3年度分をまとめて計上するのでしょうか。また、開業前とは、2027年3月までであり、2027年4月から8月までは2027年度に計上してよろしいでしょうか。2027年4月から8月までを開業前に計上する必要がある場合、一時支払金は開業前と2027年度のいずれに計上すればよろしいでしょうか。	開業前は、2027年8月までを計上ください。2027年9月以降は、2027年度の欄に計上ください。一時金は、開業前に計上ください。
38	様式 (Word編)	43	様式5-7	-	-	サービス対価支払い計算書	入札金額算定の条件をそろえるため、提案の条件とする各年度の年間提供食数を明示していただけますでしょうか。	各年度の年間提供食数は、{各年度の児童生徒数（要求水準書p12）+教職員数（532人）+給食を必要とする調理員数（事業者提案）}×年間給食回数（190回/年）でお見込みください。
39	様式 (Word編)	43	様式5-7	-	-	サービス対価支払い計算書	15行の変動料金積算根拠となる「食数（食）」について、各提案グループによって記入内容が異なるものではないと考えられるため、記入頂いたもので再度公表頂くことは可能でしょうか。	No.38を参照ください。
40	様式 (Word編)	44	様式5-8	-	-	入札価格等内訳書（施設整備費相当額）	「⑤調理設備、食器・食缶等、施設備品、運営備品調達・設置業務」に記載されている「調理設備」には、どのような費用を計上すれば良いかご教示ください。（「③建設業務」の直接工事「調理設備工事」に計上する費用との違いが明確に把握できるようにご教示ください。）	調理設備の費用は、「⑤調理設備、食器・食缶等、施設備品、運営備品調達・設置業務」に計上ください。「③建設工事」の直接工事の「調理設備工事」の項目は重複しますので、削除します。

No	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	質問事項	質問・意見内容	回答
41	様式 (Word編)	44	様式5-8	-	-	入札価格等内訳書 (施設整備費相当額)	様式5-9, 5-10は消費税及び地方消費税を除いた金額を記入してくださいとありますが、本様式は税込み金額を記入するのでしょうか。	ご理解の通りです。注釈を修正します。
42	様式 (Word編)	44	様式5-8	-	-	入札価格等内訳書 (施設整備費相当額)	入札価格等内訳書 (施設整備費相当額) の※3について、小数点第一位を四捨五入すると小数点以下の表示が全て「0」となりますが、「一円以下を切り捨てて」とのご指示から、百の位、十の位の金額が存在しても表示上は「0」となってしまう、当該様式の合計額及び入札金額との齟齬が発生してしまいますが、どのように処理すればよろしいでしょうか。	※3の注釈は、一円以下は切り捨てた金額を千円単位にした後の小数点を四捨五入するということです。
43	様式 (Word編)	46	様式5-10	-	-	入札価格等内訳書 (運営費・開業準備費相当額)	SPC利益やSPC運営経費等として、「⑩その他の業務」を追記してよろしいでしょうか。	追記いただいて構いません。
44	様式 (Word編)	46	様式5-10	-	-	入札価格等内訳書 (運営費・開業準備費相当額)	開業前の列がありますが、開業準備業務の対価は初回の対価に含めてお支払いいただくことから2027年度に計上するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
45	様式 (Word編)	47	様式5-11	-	-	関心表明書	本関心表明書は様式5-2の補足説明資料以外に他の様式 (例えば様式5-4) の補足資料として添付することができるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
46	様式 (Word編)	47	様式5-11	-	-	関心表明書	捺印欄が2つありますが、どちらか1か所に捺印頂ければ宜しいでしょうか	構いません。
47	様式 (Word編)	47	様式5-11	-	-	関心表明書	関心表明書については、任意様式が可能となっておりますが宛先は市長ではなく、グループ代表企業宛とさせていただいてよろしいでしょうか。	問題ありません。
48	様式 (Word編)	47	様式5-11	-	-	関心表明書	関心表明書については、企業名その他の固有名詞を掲載したまま正本・副本ともに提出してもよいと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
49	様式 (Word編)	47	様式5-11	-	-	関心表明書	グループの事業の取組に対して関心表明をいただく書類と認識しておりますが、様式では宛名が貴市市長とされております。宛名は貴市市長に限られるのでしょうか。	No.47を参照ください。
50	様式 (Word編)	47	様式5-11	-	-	関心表明書	任意様式とのご記載ですので、宛先を代表企業とすることも可能か念のためご確認ください。	No.47を参照ください。
51	様式 (Word編)	55	様式7-2	2	①	ライフサイクルコストへの配慮	「ライフサイクルコスト (事業契約期間後も含む) の縮減について、実績や根拠等を示しつつ、具体的な提案がされているか。」とございますが、ライフサイクルコストの削減提案をするにあたり、各社の積算値が公平となるように、電気・ガス・水道の使用単価を条件としてお示しいただけませんでしょうか。	提案に関することなので、開示しません。

No	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	質問事項	質問・意見内容	回答
52	様式 (Word編)	55	様式7-2	2	②	ライフサイクルコストへの配慮	「省エネルギー、カーボンニュートラル等～・・・指標等を用いて具体的かつ定量的に提案されているか。」とございますが、環境負荷削減量の算出には、二酸化炭素の排出係数を使用します。各社の積算値が公平となるように使用指標をお示しいただけませんか。 例) 地域の代表的な企業の値として、電気は中部電力株式会社の直近公表数値 (0.433kg-CO ₂ /kWh)、ガスは東邦ガス株式会社の直近公表数値 (2.29kg-CO ₂ /Nm ³) 等。	提案に関する事なので、開示しません。
53	様式 (Word編)	58	様式8-2	-	-	配送・回収	「配送・回収について、以下の内容を含めてA4縦・1枚以内で記述すること。」とありますが、様式集の目次では本様式はA3横1枚で作成となっております。どちらが正でしょうか。	A4縦・1枚以内が正です。様式集の目次を修正します。
54	様式 (Word編)	58	様式8-2	-	-	配送・回収	A4縦・1枚以内で記述と記載が御座いますが、目次ではA3横・1枚と記載があり内容が異なっております。どちらが正か教えてください。	No.53を参照ください。
55	様式 (Word編)	60	様式9-14	-	-	運営備品一覧	様式9シリーズのうち本様式のみ「受付番号」の記載がありますが必要でしょうか。	不要です。
56	様式 (Word編)	60	様式9-1～9-14	-	-	施設整備業務に関する提案書 (図面集) 等	図面集の配置図等の縮尺については指定はなく、事業者の任意という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
57	様式 (Word編)	60	様式9-1～9-14	-	-	施設整備業務に関する提案書 (図面集) 等	「注4) 空調能力・必要風量に関する資料には下記の内容を記載すること。」については、設備計画図へ記載すれば宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
58	様式 (Word編)	61	-	-	-	9. 施設整備業務に関する提案書 (図面集)	提案書作成に当たり「事業者名を記載しない等～」とありますが、正本を含め全ての提案書に記載しなくてよろしいのでしょうか？例えば、正本のみ「企業名読み替え一覧表」を添付する等ございましたらご指示ください。	No.5を参照ください。
59	様式 (Word編)	全般	-	-	-	-	指定された様式以外に提案内容を補足する資料や、各提案の確実性を担保するための書類などの添付資料は提出可能でしょうか。	補足資料の提出は可能ですが、評価の対象外となります。
60	様式 (Word編)	全般	-	-	-	-	構成員以外の企業 (下請けや再委託先、保険会社や金融機関など) の名称は記載してよろしいでしょうか。	問題ありません。
61	様式 (Word編)	全般	-	-	-	-	提案書全般について、各様式の枠の大きさや余白の設定は、適宜、変更してよろしいでしょうか。	No.8を参照ください。
62	様式 (Word編)	目次	-	-	-	-	目次に記載されている一覧表に関して、「枚数」欄が記載されていますが、提案内容を補足する書類の添付は一切認められないとの理解でよろしいでしょうか。	No.59を参照ください。
63	様式 (Word編)	目次	-	-	-	-	目次に記載されている一覧表に関して、様式5-3「工程・リスク管理」の枚数欄に「各1」と記載されていますが、どのような意味なのかご指示ください。	A3横とA4縦の各1枚です。目次を修正します。

豊明市立学校給食センター統合再整備

様式集に対する質問・意見への回答

No	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	質問事項	質問・意見内容	回答
64	様式(Word編)	目次	-	-	-	-	提出時の提出必要部数(正本、副本)についてご教示ください。また電子データが求められているものについてはCD-ROMの必要枚数をご教示ください。	入札説明書をご確認ください。
65	様式(Word編)	目次	-	-	-	-	様式2-3はA3横1枚と目次にごさいますが、P.11の様式2-3委任状(代表企業)には、A4縦1枚となっておりますので、A4縦横で提出すればよろしいでしょうか。	A4縦で提出ください。目次の規格は誤りですので、修正します。
66	様式(Excel編)		様式5-5~5-10			長期収支計画書等	様式5-5~5-7は「千円未満は四捨五入する」との記載がありますが、様式5-8~5-10は「一円以下は切り捨てて、表示は千円単位としてください。(小数点第三位まで入力し、表示は小数点第一位を四捨五入してください)」となっております、各様式間で数値の整合性がとれない可能性があると考えます。どちらかに統一いただけないでしょうか。	「一円以下は切り捨てて、表示は千円単位としてください。(小数点第三位まで入力し、表示は小数点第一位を四捨五入してください)」に統一します。
67	様式(Excel編)		様式5-9~5-10			入札価格等内訳書(維持管理費相当額)等	SPC管理費用(SPC利益、SPC保険料、税務・監査報酬等)については様式5-10、5-11のいずれかの様式に記載すればよいでしょうか、按分して記載すればよいでしょうか。	No.43を参照ください。
68	様式(Excel編)		様式5-6			キャッシュフロー計算書	各評価指標の算出にあたり、数値は小数点第3位を四捨五入することによいでしょうか。	お見込みの通りです。
69	様式(Excel編)		様式5-7			サービス対価支払い計算書	様式5-7「サービス対価支払計算書」は、発生主義で記載するのでしょうか、それとも現金主義で記載するのでしょうか、ご教示ください。	事業者に委ねますが、注釈でどちらか分かるよう記載ください。
70	様式(Excel編)		様式5-9			入札価格等内訳書(維持管理費相当額)	修繕費が発生する場合、本様式に記載するとの理解でよろしいでしょうか。この場合、修繕費は貴市から平準化して支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
71	様式(Excel編)		様式5-9			入札価格等内訳書(維持管理費相当額)	様式5-9入札価格等内訳書(施設整備費相当額)について、『※2消費税及び地方消費税を含む額を記入してください』とございますが、各内訳金額については税抜きとし、合計金額(中計)に対して消費税相当額項目を設け、合計項目に税込み金額を記載してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
72	様式(Excel編)		様式9-11			調理設備一覧	様式上にて「メーカー」名の記載が求められています。ここでの表記は「提案書の作成にあたり、事業者名を記載しない等、提案書の内容から提案事業者を把握できないように留意すること。」に抵触しないと考えて宜しいでしょうか。	メーカー名は、調理設備企業に置き換えるなど、提案事業者名が把握できないようにしてください。
73	様式(Excel編)		様式9-11			調理設備一覧	適宜「列」の追加を行っても宜しいでしょうか(調理設備計画図に合わせた、品番の追加を考えています)	問題ありません。

豊明市立学校給食センター統合再整備

落札者決定基準に対する質問・意見への回答

No	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	質問事項	質問・意見内容	回答
1	落札者決定基準	8	第3	2	2)	提案内容の評価	「最も点数の高かった提案に満点を付与」とありますが、評価項目すべてが満点になるのでしょうか。その場合、そのほかの応募者の一部の評価項目が最も点数の高かった応募者を上回った提案だった場合、配点を上回る評価点を得られるのでしょうか。	各評価項目の合計点において、最も点数の高かった提案に満点を付与します。配点を上回ることはありません。
2	落札者決定基準	9	第4	-	-	落札者の決定	応募者が1者であった場合に、「総合評価点が6割に満たない提案は、落札者として選定しない。」とございますが、8頁に記載の入札価格の評価及び提案内容の評価のご説明では、それぞれ「最低入札価格」及び「最も点数が高かった提案」に満点が付与される条件であり、1者入札の場合、予定価格を超過せず、要求水準未達でない限りは当該応募者は満点（100点）が付与されるものと理解します。そのため、1者応募の際は「落札者を選定しない」というケースは発生しないと考えてよろしいでしょうか。	「ただし、総合評価点が6割に満たない提案は、・・・」を、「ただし、前頁の「2）提案内容の評価」での「審査委員会評価点A」が6割に満たない提案は、・・・」と修正します。
3	落札者決定基準	11	別表1	2	3	施設整備業務に関する事項	（様式6-3：施工計画）の提案について、工程計画が評価の視点に含まれておりますが、本様式において工程計画を提案するにあたっては、（様式5-3：工程・リスク管理）に添付する工程表を参照する形式での記述でよろしいでしょうか。	評価に関する事項は開示しません。
4	落札者決定基準	11	別表1	2	-	施設整備業務に関する事項	施設整備業務に関する事項（様式6-1～6-4）の評価において、様式9シリーズ（図面集）の記載内容も参照され加点対象となるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
5	落札者決定基準	11	別表1	2	-	施設整備業務に関する事項	施設整備業務に関する配点の小計は26との認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。小計は26点が正です。
6	落札者決定基準	11	別表1	2	-	施設整備業務に関する事項	各評価項目の配点と合計は26点となり、記載の小計25点と異なります。改めて配点をご教示ください。	No.5を参照ください。
7	落札者決定基準	11	別表1	4	-	運營業務・開業準備業務に関する事項	運營業務・開業準備業務に関する配点の小計は17との認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。小計は17点が正です。
8	落札者決定基準	13	別表1	4	-	運營業務・開業準備業務に関する事項	各評価項目の配点と合計は17点となり、記載の小計18点と異なります。改めて配点をご教示ください。	No.7を参照ください。

豊明市立学校給食センター統合再整備

基本協定書(案)に対する質問・意見への回答

No	資料名等	頁	大項目	中項目	質問事項	質問・意見内容	回答
1	基本協定書(案)	3	第6条	3	事業契約	この項については、「本事業において」のみに限定していただけないでしょうか。	本項第1号及び第2号における対象は、本入札手続に関するものになります。他方、第3号は、本入札手続に関するものに限らず、市の指名停止措置を受けた場合全般を対象とします。
2	基本協定書(案)	3	第6条	3	事業契約	各号所定のいずれかに該当することとなったときは、その対象が本入札に限定するという理解でよろしいでしょうか。	No.1の回答をご参照ください。
3	基本協定書(案)	3	第6条	6	事業契約	本項の違約金の連帯につきましては、帰責者に限定していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
4	基本協定書(案)	3	第6条	6	事業契約	「乙は～、甲に支払う義務を連帯して負担するものとする。」とありますが「帰責自由のある事業者は」と変更いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
5	基本協定書(案)	3	第6条	6	事業契約	第6条第6項に、「第3項第1号及び2号のいずれかに該当することとなったとき」に違約金が発生するとありますが、違約金である以上、契約が不成立となったことを前提とするものと思われまので、「第3項第1号及び2号のいずれかに該当したことにより、仮契約が締結されず又は本契約が成立しなかったとき」と修正することは可能でしょうか。	原案のとおりとします。本条第3項柱書の文理上は、同項第1号及び第2号のいずれかに該当する場合であっても、必然的に事業契約が不成立となるものではありません。
6	基本協定書(案)	4	第10条	-	解除	乙のいずれかが第6条第3項各号所定のいずれかに該当することとなったときは、その対象が本入札に限定するという理解でよろしいでしょうか。	第6条第3項第1号及び第2号における対象は、本入札手続に関するものになります。他方、第3号は、本入札手続に関するものに限らず、市の指名停止措置を受けた場合全般を対象とします。
7	基本協定書(案)	4	第10条	-	解除	第10条の「事業契約成立後」は、「仮契約」としての事業契約が締結された後を指しているという理解でよろしいでしょうか。また、その理解でよろしければ、「事業契約成立後、本契約成立までの間」にご修正いただけますでしょうか。基本協定の効力は本契約の成立日まで(第9条1項)ですので、第10条の効力も本契約成立によって失われると理解しておりますが、念のため、この点を明確にさせていただきたいと考えております。	ご指摘を踏まえ、「事業契約成立後」を「事業契約の仮契約が締結された後」に修正します。
8	基本協定書(案)	4	第9条	1	有効期間	第9条第1項の「本契約」は、第6条第2項記載の、事業契約の仮契約の対概念としての「本契約」という趣旨でしょうか。その場合、「本契約」を第6条第3項同様「事業契約に係る本契約」にご修正いただく方が趣旨が明確になるのではないのでしょうか。なお、この場合、事業契約が仮契約の段階では、本協定の有効期間が継続していることとなりますが、仮契約の段階では事業契約の効力は生じない(事業契約の効力は、本契約成立時=議会の決議成立時に生じる)ので、事業契約書(仮契約)による違約金と協定書による違約金が併存する(重複して適用される)ことはないかと理解しておりますが、その理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご指摘を踏まえて「本契約」を「事業契約に係る本契約」に修正します。 後段については、ご理解のとおりです。

豊明市立学校給食センター統合再整備

基本協定書(案)に対する質問・意見への回答

No	資料名等	頁	大項目	中項目	質問事項	質問・意見内容	回答
9	基本協定書(案)	5	第11条	4	秘密保持等	第11条第4項の「前項」は、正しくは「第1項」又は「前3項」でしょうか。	本項における2つ目の「前項」は、ご指摘のとおり「第1項」を指しますので、修正します。
10	基本協定書(案)	6	-	-	-	記名・押印欄に代表企業、構成企業しかありませんが、協力企業は当事者とはならないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	基本協定書(案)	6	-	-	-	末尾当事者(乙)欄に記名押印する各社の代表者は、参加表明時に記名捺印をした者が記名押印をすることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	基本協定書(案)	8	別紙1	-	出資者保証書の様式	誓約し、かつ、表明及び保証する者は、各企業の代表者でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	基本協定書(案)	9	別紙2	-	誓約書の様式	記名押印する者は、別紙1出資者保証書と同一の者という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

豊明市立学校給食センター統合再整備

事業契約書(案)に対する質問・意見への回答

No	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	質問事項	質問・意見内容	回答
1	事業契約書(案)	1	第1条	(13)	-	-	用語の定義 事業期間の最後の四半期は令和24年7月1日から8月31日の誤記ではないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、修正します。
2	事業契約書(案)	2	第1条	(23)	-	-	用語の定義 第1条(用語の定義)(23)「不可抗力」に流行性疾患には、2類感染症が含まれると考えてよろしいでしょうか。	「流行性疾患」には、形式的には2類感染症も含まれ得るものですが、実際に「不可抗力」に該当するかについては、当該定義を踏まえて判断されることになります。
3	事業契約書(案)	5	第7条	3	-	-	契約の保証 履行保証保険の保険期間について、事業契約締結日から本施設引渡予定日までとすればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	事業契約書(案)	5	第7条	4	-	-	契約の保証 第7条第4項では、「変更後の施設整備に係るサービス対価相当額の100分の10に達するまで」とあるが、同条第1項のように施設整備に係るサービス対価から割賦金利相当額を控除しないのでしょうか。	ご指摘を踏まえ、「変更後の施設整備に係るサービス対価相当額の100分の10に達するまで」を「変更後の施設整備に係るサービス対価相当額から割賦金利相当額を控除し、消費税及び地方消費税を含む額の100分の10に達するまで」に修正します。
5	事業契約書(案)	5	第7条	5	-	-	契約の保証 本項の規定において、「受注者等を被保険者としたときは～質権設定承諾書を提出するものとする。」とありますが、これは、建設企業等が保険契約者、受注者(SPC)が被保険者となり、その質権を市のために設定することを想定していると思われまます。 建設企業がSPCを被保険者とする履行保証保険を付保する場合、当該履行保証保険の対象契約は当該建設企業の工事請負契約となるため、履行保証保険契約の締結及び発注者(市)のための質権の設定は、本条第1項における「本契約の締結と同時に」という規定に関わらず、SPCと建設企業の工事請負契約後に速やかに手続きをすればよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	事業契約書(案)	5	第8条	1	-	-	権利義務の処分等 プロジェクトファイナンス組成のため、事業者の事業契約上の権利や地位、事業者の株式に対して担保設定することを想定していますが、当該担保設定について、貴市のご承諾は頂ける理解でよろしいでしょうか。	第76条に規定する直接協定の内容に基づき承諾することを想定しています。
7	事業契約書(案)	6	第11条	5	-	-	事業用地の管理 貴市が負担する事業者に生じた損害、損失及び費用については、金融費用(ブレイクファンディングコストや追加金利等を含む)という理解でよろしいでしょうか。以下、本契約において同様です。	市は、特段の規定がない限り、民法上の相当因果関係の範囲内の損害等を負担することを想定しており、ご指摘の費用を負担することになるかについては、当該時点における諸般の事情を踏まえたこの点の解釈によります。
8	事業契約書(案)	6	第11条	5	-	-	事業用地の管理 地中埋設物の内容に関しては要求水準書(案)に対する質問・意見への回答No.69、72にて回答いただきましたが、数量・範囲等が不明であり、提案段階で適切に費用を見込むことができません。地中埋設物の処分費用の扱いについては、客観的かつ合理的に推測できる範囲内において入札価格に含め、契約後の事業者による調査により、推測を上回る地中埋設物が出現した場合には、貴市と別途協議させていただきますでしょうか。	ご指摘の場合は、基本的に、第13条第1項第3号に該当するものとして処理することを想定しています。

豊明市立学校給食センター統合再整備

事業契約書(案)に対する質問・意見への回答

No	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	質問事項	質問・意見内容	回答
9	事業契約書(案)	6	第11条	5	-	事業用地の管理	第11条5項の「受注者に帰すべき事由」は、正しくは「受注者の責に帰すべき事由」でしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。
10	事業契約書(案)	7	第12条	4	-	事前の調査	要求水準書(案)に対する質問・意見への回答No.279にて「土壌汚染は想定しない」と回答がございましたが、事前調査の結果土壌汚染が確認され、その対策に追加費用が発生する場合には、事業契約書(案)第12条第4項に該当すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	事業契約書(案)	7	第13条	1	(4)	条件変更等	第13条第1号第4号の「予期することができない特別の状態」とは具体的にどのような状態を想定されていますでしょうか。	現時点において、同号に該当する具体的な状態を想定しているものではありません。
12	事業契約書(案)	7	第13条	2	-	条件変更等	第13条第2項の通知がなされた場合、受注者は「14日以内」に意見等を述べる必要がありますが(第14条第2項)、期間として不十分と思われます。また、上記通知から「14日」を経過しても協議が整わない場合は、発注者が一方的に条件変更できることとなっています(同条第3項)。上記規定ですと、受注者における十分な検討が困難であるうえ、当該検討結果が反映される可能性が低いと推測されます。同条2項及び3項の期間を伸長(例えば第23条第4項等と同様に「30日」)すること、また、「…サービス対価を合理的に変更し、」等に変更することは可能でしょうか。	原案の通りとします。
13	事業契約書(案)	8	第16条	7	-	近隣住民に対する説明及び環境対策	入札説明書等において発注者が設定した条件には、本事業を実施すること自体も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	事業契約書(案)	9	第17条	4	-	本施設の設計及びその監査、検査	念の為の確認ですが、基本設計図書及び実施設計図書の内容に係る貴市からの適合確認の通知は、書面での交付を頂けるとの理解にてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	事業契約書(案)	12	第23条	5	-	工事中止	貴市にご負担を頂く、工事中止に起因し生ずる事業者の費用には、合理的な金融費用(弁護士費用等の専門家コスト、ブレークファンディングコストを含むがそれらに限られない。)も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	No.7の回答をご参照ください。
16	事業契約書(案)	12	第25条	2	-	設計着手予定日又は工事着手予定日の変更	第25条第2項の「着手予定日」は、正しくは「工事着手予定日」でしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。
17	事業契約書(案)	12	第26条	2	-	引渡予定日の変更	第26条第2項の「引渡予定日の30日前までに」との文言は、「引渡予定日の30日前までに(ただし、その後に引渡予定日における引渡が困難な事由が発生した場合は直ちに)」と修正可能でしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。

豊明市立学校給食センター統合再整備

事業契約書(案)に対する質問・意見への回答

No	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	質問事項	質問・意見内容	回答
18	事業契約書(案)	13	第26条	5	-	引渡予定日の変更	貴市にご負担を頂く、引渡し予定日の変更に関し生ずる事業者の費用には、合理的な金融費用(弁護士費用等の専門家コスト、ブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。)も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	No.7の回答をご参照ください。
19	事業契約書(案)	15	第32条	4	-	発注者が行う完成検査	第32条第4項本文は、受注者が同条3項の請求を受けた場合を前提としていますが、同条4項の措置を講じた場合には、改めて当該措置部分についてのみ完成検査を受けるという趣旨でしょうか。そうであれば、当該措置部分のみであることが分かる文言を追記したく存じます。	ご指摘を踏まえ、「第1項の検査を」を「当該措置を講じた部分について、第1項の検査を」に修正します。
20	事業契約書(案)	16	第35条	1	-	契約不適合責任	第35条第1項の「請負者」とは、「受注者」を指すのでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、「請負者」を「受注者」に修正します。
21	事業契約書(案)	16	第35条	5	-	契約不適合責任	第35条5項に「施設整備事業請負人等に発注者に対し本条による契約不適合の修補及び損害賠償をなすことについて保証させ」とありますが、保証書の提出は施設整備事業請負人等が複数者いる場合は、その目的物の範囲を明確にし各々から提出することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	事業契約書(案)	16	第35条	5	-	契約不適合責任	第35条5項の「施設整備事業請負人等」とは、5条1項1号の「施設整備業務」の一部を20条1項により受注者から請け負った者か、同業務を行う「構成員」か、いずれを指しているのでしょうか。また、「等」とありますが、上記のほかに想定されているのはどのような者でしょうか。	「施設整備事業請負人等」とは、第5条第1号に規定する「施設整備業務」を行う構成員及び第20条第1項に基づき受注者から当該業務を請け負う構成員以外の第三者の総称となります(なお、「等」には特段の意味はありません。)
23	事業契約書(案)	16	第36条	4	-	開業準備業務	竣工式や内覧会等にかかる費用は、全て受注者負担との事ですが、竣工式や内覧会等にかかる費用をご教示お願い致します。	過去の実績や施設規模等から勘案し、提案をお願いします。
24	事業契約書(案)	18	第43条	4	-	維持管理業務及び運営業務について第三者に及ぼした損害	第43条第4項の「前2号」は、正しくは「前2項」でしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえて修正します。
25	事業契約書(案)	19	第44条	5	-	食中毒事故等	第44条第5項ただし書の「かつその結果に関し発注者の承諾を得た場合」は、「受注者がその責めに帰すべき事由によらないことを明らかにした場合」と「原因究明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合」のいずれにもかかっているように読めますが、そうだとすると「発注者の承諾」次第で受注者の負担の有無が決められる規定となっており、受注者に過度に不利な規定と思われまます。同項ただし書の「で、かつその結果に関し受注者の承諾を得た場合」部分は削除していただきたく存じます。	原案のとおりとします。なお、市は、合理的な理由なくして承諾を拒絶しません。

豊明市立学校給食センター統合再整備

事業契約書(案)に対する質問・意見への回答

No	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	質問事項	質問・意見内容	回答
26	事業契約書(案)	25	第61条	2	(1)	-	発注者の解除権 第61条第2項第1号の「施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額のサービス対価」とは、第7条第2項の「割賦金利相当額」と同義でしょうか。	ご理解のとおりです。
27	事業契約書(案)	27	第64条	1	-	-	完成前の解除の効力 「第32条第5項に規定する完成確認書の交付前に本契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。」とありますが、当該出来形部分については、設計業務の基本設計図書や実施設計図書も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	事業契約書(案)	27	第64条	1	-	-	完成前の解除の効力 「第32条第5項に規定する完成確認書の交付前に本契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。」とありますが、当該出来形部分については、出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、SPC設立費用、建中金利、金融費用等）も合理的な範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
29	事業契約書(案)	27	第64条	1	-	-	完成前の解除の効力 貴市よりお支払いを頂く本件施設の出来形部分については、①貴市のご確認を頂いた基本設計図書及び実施設計図書、②また、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費（SPC設立費用、金融費用等）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	No.28を参照ください。
30	事業契約書(案)	27	第64条	3	-	-	完成前の解除の効力 出来形部分に相応する施設整備に係るサービス対価には、調査・設計費やSPC経費、金融費用なども含むという理解でよろしいでしょうか。	No.29を参照ください。
31	事業契約書(案)	27	第64条	3	-	-	完成前の解除の効力 念のための確認ですが、違約金請求権と施設の出来形との相殺が認められていますが、履行保証保険が付保されている場合には、当該相殺に先んじて、当該保証金又は保険金を違約金の支払に充当していただける理解でよろしいでしょうか。契約保証金や履行保証保険は事業者の違約金債務を担保するためのものであって、その性質上、先に違約金に充当されるべきものと考えています。万が一、貴市が違約金請求権と出来形部分の工事費相当額との相殺を先にできるとしますと、貴市は出来形部分の工事費相当額の支払義務の一部を免れる一方で、貴市を被保険者とする履行保証保険に係る保険金も受領できるため、二重取りとなり、不合理な帰結になると存じます。引渡日後についても同様です。	ご理解のとおりです。
32	事業契約書(案)	30	第72条	5	-	-	関係者協議会等 第72条5項の「調停人の調停」とは具体的にはどのような機関のどのような手続を想定していますでしょうか。	当該問題に応じた専門性を有する専門家を交えた話し合いによる解決を図る手続を想定しており、具体的な機関や手続を想定するものではありません。

豊明市立学校給食センター統合再整備

事業契約書(案)に対する質問・意見への回答

No	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	質問事項	質問・意見内容	回答	
33	事業契約書(案)	30	第74条	1	-	守秘義務	第74条1項ただし書の「非公開情報」とは、市の情報公開条例7条の「不開示情報」のことを指しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、「非公開情報」を「不開示情報」に修正します。	
34	事業契約書(案)	31	第75条	5	-	著作権の利用等	第75条第5項の「自由に公表することを許諾する」との規定は、構成員の営業上支障となり得る可能性がございます。「ただし、公表により受注者が営業上の不利益を被るおそれのある情報(構成員の営業秘密を含むが、これに限られない。)は、この限りでない。」と追記したく存じます。	ご指摘を踏まえ、「ただし、当該公表により、受注者又は構成員の営業上の権利を著しく害するおそれがある場合はこの限りでない。」と追記します。	
35	事業契約書(案)	33	別紙1	-	-	事業日程	別紙1では、事業日程の変更について、「その後の日程変更については、発注者と受注者の間の協議とする」とあるが、協議が成立した場合には別紙1の差替版を作成するとの理解でよろしいでしょうか。	別紙1の内容を更新した書面を作成し、発注者及び受注者双方において保管することを想定しています。	
36	事業契約書(案)	41	別紙7	1	(1)	①	一時支払金	「一時支払金に変更が生じ、金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合は、受注者がその追加費用を負担する。」とありますが、一時支払金の変更は、事業者にて全くコントロールできないものであり、これにより生じた費用を受注者が負担することは、合理的なリスク分担ではありません。当該追加費用は貴市の負担として頂けますでしょうか。	事前に変更の可能性を踏まえて、金融機関との調整をお願いする次第です。ご理解ください。
37	事業契約書(案)	41	別紙7	1	(1)	②	割賦料	割賦料について、「支払いは、令和9年9月1日～12月31日分を初回として支払い、以降年4回(1月1日～3月31日分、4月1日～6月30日分、7月1日～9月30日分、10月1日～12月31日分)、令和24年7月1日～8月31日分まで、四半期ごと合計60回払いとする。」とありますが、初回の割賦料の計算期間が4ヵ月分で最終回が2ヵ月分の元利均等返済は計算できないと考えます。既に施設の引渡しは令和7年6月に完了していることから、初回は令和9年6月●日～6月30日分までの1ヵ月分の割賦料をお支払いいただき、2回目は令和9年7月1日～9月30日分の割賦料、最終回は令和24年7月1日～9月30日分の3ヵ月分の割賦料をお支払いいただく合計62回の支払計画にご変更いただきたいと存じます。	原案の通りとします。
38	事業契約書(案)	41	別紙7	1	(1)	②	割賦料	物価変動に伴うサービス対価改定の対象が割賦料のみとなっていますが、一時支払金を含めた施設整備に係るサービス対価全体を改定対象として頂けますでしょうか。	事業契約書案p41のとおり、一時支払金額は固定ですが、割賦料は、施設整備業務相当額から一時支払金を差し引いた額であり、施設整備業務相当額の物価変動で変動した分は、割賦料で調整します。
39	事業契約書(案)	41	別紙7	1	(1)	②	割賦料	念のための確認ですが、施設整備費に係るサービス対価(割賦部分)の消費税及び地方消費税については、その全額を施設引渡し年度の施設整備に係るサービス対価(一時支払い分)の支払いに合わせて、一括でお支払いいただけるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	事業契約書(案)	42	別紙7	2	(1)	②	サービス対価の支払いスケジュール	「支払いは令和9年4月1日～6月30日分を初回として支払い～合計60回払いとする」とありますが、初回の支払いは令和9年8月、最終支払いは令和24年5月との理解でよろしいでしょうか。	支払時期は、事業契約書(案)p42の2(1)「サービス対価の支払いスケジュール」のとおり、「各四半期の終了後30日以内に、対象となる四半期に相当する額の請求書を受注者が作成して発注者に提出し、発注者は、当該請求書受領後30日以内に受注者に支払う」です。

豊明市立学校給食センター統合再整備

事業契約書(案)に対する質問・意見への回答

No	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	質問事項	質問・意見内容	回答
41	事業契約書(案)	43	別紙7	3	(1)	① 金利の変動に基づくサービス対価の変更	「基準金利に差が生じたときは、支払金額を以下の算定に基づき改定し、割賦料を改定する」とあり、算式では「改定後の割賦料＝元金返済額＋改定後支払金利額」となっていますが、改定後の金利にて元利均等返済シミュレーションを行った新元金返済額という認識でよろしいでしょうか。(旧基準金利で算出した元金部分を変更せずに、新基準金利で算出した金利を加えたとしても、元利均等返済はできないと考えます。)	ご理解の通りです。
42	事業契約書(案)	43	別紙7	3	(1)	② 物価の変動に基づくサービス対価の変更	②物価の変動に基づくサービス対価の変更の対象は、割賦料のみであり、一時支払金は対象に含まれないと読み取れますが、割賦料と同様に一時支払金も改定の対象としていただけないでしょうか。	事業契約書案p41のとおり、一時支払金額は固定ですが、割賦料は、施設整備業務相当額から一時支払金を差し引いた額であり、施設整備業務相当額の物価変動で変動した分は、割賦料で調整します。
43	事業契約書(案)	43	別紙7	3	(1)	② 物価の変動に基づくサービス対価の変更	サービス対価の改定において、施設整備費のうち割賦料(一時支払金を除く)のみ、物価変動に伴って改定されるように読み取れます(アの算定式が割賦料のみ記載の計算式になっていますが、イ、ウに関しては一時払い金を含むサービス対価が対象となっています)が、一次支払金も物価変動の対象となると考えてもよろしいでしょうか。	No.42を参照ください。
44	事業契約書(案)	43	別紙7	3	(1)	② 物価の変動に基づくサービス対価の変更	②物価の変動に基づくサービス対価の変更は、事業契約12箇月後に加え、初回請求の6ヶ月後など複数回の請求を可能としていただけないでしょうか。	原案の通りとします。
45	事業契約書(案)	44	別紙7	3	(1)	② 物価の変動に基づくサービス対価の変更	ア_物価変動指標として「工事原価」とありますが、「工事原価」では、「建築」と「設備」の平均値となっております。現状では、「設備」の値が上昇傾向であるため、本指標では給食センター整備にて大きなウエイトを占める設備工事に対する物価変動が不適合となっており、賄えない変動分が事業者リスクとして発生している状態となっております。リスク解消のため内閣府が示したPFIに関するガイドライン改正(令和6年6月3日改正)に基づき、市場価格を的確に反映する物価指数採用の観点から設備工事分に対しては、物価変動指標の「設備」に適用して頂けますでしょうか。又は、落札後すぐに協議に応じて頂けますでしょうか。	原案の通りとします。
46	事業契約書(案)	44	別紙7	3	(1)	② 物価の変動に基づくサービス対価の変更	イ_「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施設整備に係るサービス対価が不相当となったとき」について、法令変更に伴い工期内で設備機器の変更が発生するが、現段階では変更機種等の価格が不明確(市・事業者とも把握できない)であり、見積価格へ適正に反映できない場合は、この条文に該当するという理解でよろしいでしょうか。	法令変更等により費用が増加したときは、第50条及び第51条に基づき処理することを想定しています。

豊明市立学校給食センター統合再整備

要求水準書(案)に対する質問回答に対する質問・意見への回答

No	資料名等	頁	大項目	質問事項	質問・意見内容	回答
1	要求水準書(案)に対する質問回答	3	32	受配校とその位置	「配送は、専用のボックスに入れて配送しています。」と記載が御座いますが、トラックの荷台に乗せて配送でしょうか。運転席側の助手席等に乗せて配送でしょうか。	現在は、荷台に乗せて配送しています。
2	要求水準書(案)に対する質問回答	4	36	児童生徒数及び配缶数等	表の配缶数について、要求水準書に対する質問・意見への回答No.36にて、普通学級に加え、「職員室」、「特別支援学級」のほか、「添加物・廃棄用の牛乳食缶・ご飯の際の箸」が含まれているとありますが、「添加物・廃棄用の牛乳食缶・ご飯の際の箸」が配缶数に含まれるとは、どのような内容でしょうか。	現状、「添加物・廃棄用の牛乳食缶・ご飯の際の箸」で別途スペースを要している旨です。
3	要求水準書(案)に対する質問回答	10	111	回収室	「回収室」について、要求水準書(案)に対する質問回答No.111にて「洗浄室にドックシェルターがあることを前提に回収室を設置しないことをお認めいただけるでしょうか」という質問に対し、「提案で構いません」と回答いただいています。この件について事業者の提案でよろしいでしょうか。	事業者提案で構いません。
4	要求水準書(案)に対する質問回答	10	113	ゆで釜室	「ゆで釜室」について、要求水準書(案)に対する質問回答No.114にて「和え物の食材の加熱調理として専用の部屋ではなく、調理室(煮炊き)内で調理するご提案でも可能でしょうか」という質問に対し、「動線を考慮した上で、提案で構いません」と回答いただいています。この件について事業者の提案でよろしいでしょうか。	事業者提案で構いません。
5	要求水準書(案)に対する質問回答	12	135	準備室(汚染・非汚染)	「準備室(汚染・非汚染)」について、要求水準書(案)に対する質問回答No.135にて「準備室内を壁で仕切るとは必須要望でしょうか」という質問に対し、「必須要望ではありません。」と回答いただいています。この件について事業者の提案でよろしいでしょうか。	事業者提案で構いません。
6	要求水準書(案)に対する質問回答	19	210	-	「配膳及び児童生徒の喫食の実施まで含んだリハーサルの実施という意味です。」とのご回答ですが、開業準備期間中でのリハーサルにて調理した給食を児童生徒が喫食する可能性があるとの理解でよろしいでしょうか。その場合のリスク分担についてはどのようなご想定でしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、その場合のリスク分担は、基本的には各当事者の帰責事由の有無に基づき、当該リスクの内容に応じ、たとえば事業契約第44条第7項を準用するなどして適切に処理することを想定しています。
7	要求水準書(案)に対する質問回答	20	226	検収業務	「肉類、練り製品、大豆製品、こんにゃく、一部の野菜類等になります。」とのご回答ですが、一部の野菜とはどのようなものでしょうか。	洗いごぼう、休み明けや夏の暑い時期のみ、もやし、みつば等です。
8	要求水準書(案)に対する質問回答	21	232	イ)特徴的な献立	手作り給食の内容として、要求水準書に対する質問・意見への回答No.231の回答にて「手切りを多用している」とありますが、具体的な食材や処理量についてご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・きゅうりの乱切り 220kg ・里芋の乱切り 500kg ・じゃがいもの乱切り 300kg ・ねぎの斜め切り 50kg などです。

豊明市立学校給食センター統合再整備

要求水準書(案)に対する質問回答に対する質問・意見への回答

No	資料名等	頁	大項目	質問事項	質問・意見内容	回答
9	要求水準書(案)に対する質問回答	21	236	イ)食物アレルギー対応食の調理	アレルギー対応食の調理内容について、要求水準書に対する質問・意見への回答No.236にて「全除去食」にする等の提案は事業者委ねるとありますが、要求水準書26頁(第2・3・7)諸室の要求水準)のアレルギー食対応調理室に将来的には1献立当たり3品位内に対応できる設計と記載があります。将来的には1献立(料理)につき、複数の対応食を提供することでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	要求水準書(案)に対する質問回答	21	239	残滓処理等	牛乳の残滓処理について、5/27質疑回答No.2, 239ではセンターで処理を想定と回答頂いておりますが、排水処理設備の能力に関わるため、1日あたりの量をご教授ください。	残牛乳を業者処理にするか、センターで処理設備を設置するかは、業者の提案で構いません。 残牛乳は、1日約45kgです。
11	要求水準書(案)に対する質問回答	21	241	残滓処理等	廃油の回収について、要求水準書(案)に対する質問・意見への回答No.241にて「本市の清掃事務所にて回収を行う想定です。」とのご回答を頂いておりますが、こちらに記載のとおり、選定事業者にて廃油回収は実施するとの理解で良いか、念のため確認させて下さい。	油の回収については、市で実施する想定です。

豊明市立学校給食センター統合再整備

その他に対する質問・意見への回答

No	資料名等	質問・意見内容	回答
1	その他	「実施方針、要求水準書（案）に対する質問回答」で回答頂いている内容は、今回の要求水準内でも正であるという理解でよろしいでしょうか。	基本はご理解の通りですが、それぞれの趣旨については改めてご確認ください。 ただし、今回の質疑回答と前回の質疑回答で異なる回答があった場合は、今回の回答が正です。
2	その他	質疑回答を受けて書類を変更される場合は、変更箇所を赤字にする等ご配慮頂けますと幸甚です。	本質疑回答を受けて修正した箇所について、変更履歴がわかる形でお示しします。
3	その他	前日納品される食品（調味料を含む）については、作業動線図上では保管場所（冷蔵庫・冷凍庫・食品庫等）からの始点で問題ないでしょうか。納品場所からの作図が必要でしょうか。	保管場所からの始点で作成してください。